

平成30年度第1回農業委員会総会議事録

日 時 平成30年4月27日（金曜日） 議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 谷口 克美 尾山 實文 田方 説夫 田上 みゆき

竹下 助範 稲田 優 下原 小枝子 栗下 章二

岩屋 美智子 田中 雄策

【推進委員】 山口 長徳 宮原 美實 川口 三雄 伊地知トシ子

高谷 千代子 増田 賢造 溝添 トミ子 吉留 律子

杉元 義男 宮田 吉人 津口 えりこ 山之内 秀樹

上島 勝 赤川 リク子 永前 茂則 福迫 久利

園田 義保

欠席委員

【推進委員】 中津 ゆみ子

事務局職員

事務局長 吉留 伸也

事務局長補佐 山下 誠介

農地調整係長 鳥澤 庄司

農地調整係主任主事 松下 理恵

農地調整係主事 池田 哲也

農地調整係主事 加藤 雅也

議 題

報告第1号 農地等の合意解約について

報告第2号 農用地利用配分計画について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願いについて

事務局長 ご起立をお願いします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。
それではただいまから平成30年度第1回、4月の定例総会を開催いたします。会長のあいさつ及び会務報告をお願いします。

谷口会長 【あいさつ・・・】

谷口議長 それでは、委員の出席状況を報告します。中津委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は27人で定足数に達しております。

これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、竹下委員と栗下委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第1号から報告第2号及び議案第1号から議案第5号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長 (議案朗読)

谷口議長 議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第1号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は14件でございます。議案書2ページをお開きください。平成30年4月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第2号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、平成29年度2月総会で委員の皆様へ審議して頂いた案件であり、平成30年4月1日付

けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。内訳としましては5件の52筆、62, 661㎡となっております。詳細につきましては、4ページ以降記載のとおりです。以上報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。7ページをお開きください。今月の許可申請件数は、所有権移転6件、貸借8件の合計14件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。まず所有権移転からご説明いたします。8ページをお開きください。

整理番号1番、田1筆632㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。

整理番号2番ですが、まず訂正をお願いいたします。権利関係が贈与となっておりますが、正しくは売買ですのでご訂正をお願いいたします。田2筆504㎡の売買です。また、価格等に「全部で〇〇円」とご記入をお願いいたします。9ページをお開きください。

整理番号3番、畑1筆621㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。

整理番号4番、畑1筆335㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。

整理番号5番、畑1筆228㎡の売買です。価格は全部で〇〇千円です。

10ページをお開きください。

整理番号6番、畑1筆1, 245㎡の贈与です。譲受人は経営面積が571㎡しかありませんが、備考に記載してありますとおり農振農用地外の農地の取得となるため、下限面積10アール要件をクリアしていますので営農計画書と誓約書が添付されています。

続いて、貸借についてご説明いたします。11ページをお開きください。

整理番号1番、畑2筆831㎡の賃貸借です。価格は全部で〇〇円です。

整理番号2番、田1筆1,740㎡の賃貸借です。価格は全部で玄米〇〇俵です。12ページをお開きください。

整理番号3番、田1筆908㎡の賃貸借です。価格は10a当たり〇〇円です。

整理番号4番、田1筆1,503㎡の賃貸借です。価格は全部で玄米〇〇俵です。

整理番号5番、17ページをお開きください。田18筆8,010㎡の賃貸借です。価格は10a当たり〇〇円です。掘起しが田方委員ですが、記載もれとなっていますのでご記入をお願いします。

整理番号6番、田3筆2,529㎡の使用貸借です。竹下委員の掘起しです。18ページをお開きください。

整理番号7番、田3筆1,448㎡の使用貸借です。田方委員の掘起しです。19ページをお開きください。

整理番号8番、田1筆484㎡の使用貸借です。田方委員の掘起しです。

以上、所有権移転6件、貸借8件です。ご審議方よろしく申し上げます。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第1号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

まず、8ページの所有権移転、整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員にお願いします。

岩屋委員 整理番号1番について報告いたします。申請地は〇〇自治会内にあります。形状は良くないですが、周囲一帯は水田地帯であり、日照、接道、用排水は良く問題はありません。

受人の営農状況について報告いたします。稲作主体の専業農家で、後継者もおられます。地域の水路掃除や除草作業にも参加されており、周辺農家と用水路等の管理にも協力されており、問題ないと判断しました。皆さまのご審議方をお願いします。

谷口議長 次に、整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を下原委員にお願いします。

下原委員 整理番号2番について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備されていない水田で5、6年作付けされていない遊休農地でした。農地の形状は四角形で、日照、接道、排水は問題ありませんが、用水が悪いです。周辺一帯は、水田と宅地が混在している場所で、今後は家庭菜園として利用するとのことでした。

受人の営農状況は、稲作主体の兼業農家で後継者もおられます。受人は兼業ではありますが営農にも一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており適切と判断します。皆さまのご審議方をお願いします。

谷口議長 次に、整理番号3番と4番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員にお願いします。

岩屋委員 整理番号3番と4番について報告いたします。申請地は〇〇自治会内にあります。申請農地周辺の状況は、宅地と畑が混在した場所で、周辺は露地野菜が作付けしてあります。日照、用排水は良く問題ありませんが、接道は人家に面した入口です。車が通れる広さがあり、隣接農地の耕作者も利用しており問題ありません。

受人の状況について報告いたします。受人に電話で確認したところ、農業経営を主体としているとのことでした。所有農地の管理、地域との調和について問題はありません。所有権移転後は露地野菜を作付けする計画とのことでした。皆さまのご審議方をお願いします。

谷口議長 次に、整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を川口委員にお願いします。

川口委員 整理番号5番について報告いたします。申請地は〇〇地区の山の中です。この土地は受人の住宅の隣接地です。耕作放棄され、周囲には木が立っており営農には厳しいと思いました。受人に確認したところ、周囲の木を伐採し、日照を良くし小菜園にするということでした。

受人は兼業ではありますが、営農も一生懸命取り組み、所有農地の管理も行き届いており適切と判断しました。皆さまのご審議方をお願いします。

谷口議長 次に、整理番号6番の土地を増田委員に、申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。まず、増田委員にお願いします。

増田委員 整理番号6番について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はしてありません。申請農地周辺の状況ですが、農地の形状は良いです。南側と西側に山林があり日照は不良と判断しました。接道、排水は良好であり、現在栗が植えてありました。

谷口議長 次に、山口委員にお願いします。

山口委員 整理番号6番の受人について報告いたします。受人と渡人との関係は知人です。〇〇自治会で兼業農家です。受人には後継者がいます。農地取得後は露地野菜の作付けを計画しているようです。所有農地の管理は良好であり、地域との調和についても問題ないと判断しました。皆さまのご審議方をお願いします。

谷口議長 次に、11ページの貸借の整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いします。

福迫委員 整理番号1番について報告いたします。申請地は〇〇の東側の真ん中で、日照は良好で黒土の肥よくな土地です。現在は耕起されておりまして、9月からラッキョウを作付けする予定とのこと。申請は2筆ですが、現況は

1枚になっています。

受人の営農状況は、稲作と畑作の複合経営です。通常は夫婦で作業されていますが、農繁期は雇用して対応しているとのこと。地域との調和については、受人は営農にも一生懸命取り組まれ、草払いや農薬の適正散布に努められており、また所有農地の管理も行き届いており適切と判断しました。皆さまのご審議方をお願いします。

谷口議長 次に、整理番号2番の土地を津口委員に、申請人「受人」の確認を宮原委員にお願いします。まず、津口委員にお願いします。

津口委員 整理番号2番について報告いたします。申請地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備が行われた水田で、現在も水田として利用されています。日照、接道、用排水共に良好です。

谷口議長 次に、宮原委員をお願いします。

宮原委員 整理番号2番の受人について報告いたします。受人は稲作主体の専業農家です。後継者もおられます。所有農地の管理も行き届いており、営農にも一生懸命取り組まれ、畔や用水路の管理も良くされています。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議方をお願いします。

谷口議長 次に、整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いします。

宮田委員 整理番号3番について報告いたします。受人について報告します。受人は団体職員で兼業農家です。以前から申請農地は借りていたとのこと。期限がきたとのことで更新されるものです。現在は玉ねぎ、かぼちゃ、水稻を中心に作付けされています。申請地ではWC Sを作付けするとのこと。

申請農地は、自己所有のハウスの西側にあります。周囲は田で囲まれています。基盤整備はまだされていませんが、形状も良く、日照、接道、用排水共に良好です。皆さまのご審議方をお願いします。

谷口議長 次に、整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元委員にお願いします。

杉元委員 整理番号4番について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。形状は少し悪いようです。接道、用水に少し難があるような農地でした。

受人は兼業農家ではありますが、地域のリーダーとして一生懸命営農に取り組まれております。所有農地の管理も行き届いており何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議方をお願いします。

谷口議長 次に、整理番号5番の土地を田方委員に、申請人「受人」の確認を園田委員にお願いします。まず、田方委員にお願いします。

田方委員 整理番号5番について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はなされていますが、戦後間もない時期の整備でほとんどが不整形で狭い農地です。申請農地周辺一帯は水田地帯です。日照は良好です。接道は一部はありますが、他人の農地を通過して作業を行うところもあります。用排水共に良好です。今後は水稻とイタリアンを作付けするとのことです。

谷口議長 次に、園田委員にお願いします。

園田委員 整理番号5番の受人について報告いたします。受人は〇〇自治会です。現地まではかなり距離があるのかなと考えておりますが、今までも耕作しており、今回更新をされるものです。受人の営農状況は、稲作主体の専業農家です。渡人との関係は親の時代から、また奥様の出身地という関係での付き合いということでした。後継者はおります。取得後の利用状況につきましては、稲作と飼料作をするとのことです。地元の農家に影響がないように維持管理をしていくとのことです。皆さまのご審議方をお願いします。

谷口議長 次に、整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下委員にお願いします。

竹下委員 整理番号6番について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていない土地です。農地の形状はあまり良くありません。周辺一帯は田と山林が広がっております。3筆のうち2筆は日照があまり良くないです。1筆は良好です。接道は良好です。用排水はあまり良くないです。申請農地の作付け状況ですが、現在は遊休化しております。

受人についてですが、〇〇自治会です。専業農家で、繁殖牛と稲作を主体にされています。渡人との関係は知人です。取得後の利用状況は、飼料作物等を作っていくとのこと。所有農地の畦畔等の管理は良好です。地域との調和についても問題はないと判断しています。皆さまのご審議方をお願いします。

谷口議長 次に、整理番号7番と8番の土地及び申請人「受人」の確認を田方委員にお願いします。

田方委員 整理番号7番について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。〇〇番地は、形状は良いですが山林が隣接して午後からは日照が悪いです。接道もありません。〇〇番地は、形状、日照、接道共に良好です。〇〇番地は、形状は良いですが接道がありません。3筆とも用排水は良好です。

整理番号8番について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みの農地で形状、日照、用排水共に良好ですが接道がありません。申請農地一帯は水田地帯です。

受人について報告いたします。申請人は〇〇自治会です。営農状況は稲作専業農家です。渡人との関係は親戚関係ということです。申請農地は今後も水稲作付けをするとのこと。所有農地の管理も良くされてきました。地域での水路掃除や除草作業にも積極的に参加されるとのことです。また農薬の使用方法についても地域に沿った基準に従うとのこと。皆さまのご審議方をお願いします。

谷口議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、各委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計14件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

谷口議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第1号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

谷口議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。20ページをご覧ください。今月の計画件数は58件で、内訳は、所有権移転6件、利用権設定51件、農業用施設関係1件となっております。利用権設定に

においては、農地中間管理事業が10件、JAの農地利用集積円滑化事業が10件となっています。申出人の住所・氏名、期間は省略し、備考欄に關しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。21ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆1，129㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。22ページをご覧ください。

整理番号2番、田4筆7，631㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。

整理番号3番、田2筆1，100㎡の贈与です。23ページをご覧ください。

整理番号4番、田4筆1，146㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。こちらは山口委員の掘起しです。24ページをご覧ください。

整理番号5番、田2筆2，489㎡の交換です。こちらにつきましては、次の基盤法所有権移転整理番号6番及び基盤法農業用施設関係整理番号1番と関連がありますので、併せて説明させていただきます。内容としては、渡人と受人がそれぞれ2筆ずつを交換するものです。整理番号6番の受人は、交換後、田2筆の内1筆1，084㎡をそのまま田として利用し、残り1筆862㎡を65ページ基盤法農業用施設関係整理番号1番で農業用施設として転用するものです。基盤法農業用施設関係整理番号1番の説明については、後ほど担当者が説明いたします。整理番号6番は、整理番号5番で説明しましたので省略させていただきます。

所有権移転につきましては以上となります。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。25ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆5，326㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

整理番号2番、田2筆5、192㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。26ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆1、108㎡の賃貸借です。借賃は全部で〇〇円です。溝添委員の掘起しです。

整理番号4番、田1筆998㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。27ページをご覧ください。

整理番号5番、田4筆、畑1筆、計6、381㎡の使用貸借です。園田委員の掘起しです。28ページをご覧ください。

整理番号6番、田4筆2、112㎡の使用貸借です。こちらも園田委員の掘起しです。29ページをご覧ください。

整理番号7番、田1筆1、049㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

整理番号8番、田2筆1、953㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。31ページをご覧ください。

整理番号9番、田6筆5、292㎡の賃貸借です。借賃は全部で玄米〇〇俵です。32ページをご覧ください。

整理番号10番、田5筆2、200㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

整理番号11番、田1筆4、983㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり玄米〇〇俵です。33ページをご覧ください。

整理番号12番、田1筆4、959㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。山之内委員から意見書の添付があります。34ページをご覧ください。

整理番号13番、田1筆、畑4筆、計7、190㎡の賃貸借です。借賃は田が10a当たりモミ〇〇俵、畑が10a当たり〇〇円です。

整理番号14番、田1筆617㎡の賃貸借です。借賃は全部でモミ〇〇俵です。35ページをご覧ください。

整理番号15番、田2筆491㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。36ページをご覧ください。

整理番号16番、田5筆945㎡の賃貸借です。借賃は全部で玄米〇〇俵です。37ページをご覧ください。

整理番号17番、田1筆1,064㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。赤川委員の掘起しです。38ページをご覧ください。

整理番号18番、田4筆2,029㎡の賃貸借です。借賃は全部で玄米〇〇俵です。

整理番号19番、田2筆1,744㎡の賃貸借です。借賃は全部で玄米〇〇俵です。39ページをご覧ください。

整理番号20番、田2筆1,395㎡の賃貸借です。借賃は全部でモミ〇〇俵です。こちらは、岩屋委員から意見書の添付がございます。40ページをご覧ください。

整理番号21番、田3筆1,630㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

整理番号22番、田1筆577㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。41ページをご覧ください。

整理番号23番、田2筆2,092㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。42ページをご覧ください。

整理番号24番、田7筆3,391㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり玄米〇〇俵です。43ページをご覧ください。

整理番号25番、畑2筆3,857㎡の内2,680.07㎡の使用貸借です。44ページをご覧ください。

整理番号26番、田5筆4、909m²の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

整理番号27番、田1筆844m²の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。宮原委員の掘起しです。45ページをご覧ください。

整理番号28番、田3筆3、167m²の賃貸借です。借賃は全部で玄米〇〇俵です。46ページをご覧ください。

整理番号29番、田2筆3、026m²の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

整理番号30番、田2筆2、932m²の賃貸借です。借賃は10a当たり玄米〇〇俵です。47ページをご覧ください。

整理番号31番、田4筆7、402m²の賃貸借です。借賃は10a当たり玄米〇〇俵です。49ページをご覧ください。

整理番号32番から整理番号41番までJAの農地利用集積円滑化事業となります。その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号32番、田5筆4、275m²の賃貸借です。借賃は全部で玄米〇〇俵です。

整理番号33番、田2筆1、310m²の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。50ページをご覧ください。

整理番号34番、田2筆1、203m²の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

整理番号35番、田2筆830m²の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。52ページをご覧ください。

整理番号36番、田7筆7、361m²の賃貸借です。借賃は全部で〇〇円です。杉元委員から意見書の添付がございます。53ページをご覧ください。

整理番号37番、田4筆2、200㎡の賃貸借です。借賃は全部でモミ〇〇俵です。備考欄に記載がありませんが、宮原委員から意見書の添付がございます。備考欄に追加で記入をお願いします。

整理番号38番、田1筆1、003㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。こちらも備考欄に記載がありませんが、上島委員から意見書の添付がございます。備考欄に追加で記入をお願いします。58ページをご覧ください。

整理番号39番、田20筆14、774㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。59ページをご覧ください。

整理番号40番、畑1筆1、019㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

整理番号41番、畑1筆991㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

整理番号42から整理番号51番まで農地中間管理事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号42番、田1筆2、095㎡の使用貸借です。60ページをご覧ください。

整理番号43番、田1筆1、938㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

整理番号44番、田2筆2、381㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。61ページをご覧ください。

整理番号45番、畑1筆1、107㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

整理番号46番、畑3筆1、080㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。62ページをご覧ください。

整理番号47番、田2筆2、037㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

整理番号48番、田1筆982㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。63ページをご覧ください。

整理番号49番、田2筆1、688㎡の賃貸借です。借賃は全部でモミ〇〇俵です。

整理番号50番、田1筆1、057㎡の賃貸借です。借賃は全部でモミ〇〇俵です。64ページをご覧ください。

整理番号51番、田1筆1、207㎡の賃貸借です。借賃は全部でモミ〇〇俵です。

利用権設定については以上です。

続きまして、農業経営基盤強化促進法農業用施設関係の議案につきましてご説明いたします。こちらは基盤法による農業施設用地への農地転用を行うものとなります。65ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆862㎡を畜舎用地として、交換されるものです。立地基準につきましては、農地区分は農用地区域内農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・農業施設用地です。工事期間につきましては、平成30年6月1日から平成30年10月31日までとなっております。事業費につきましては、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金により対応されるものです。雨水につきましては、南側水路へ排水します。地元の水利組合と協議済みです。基盤法所有権移転、整理番号5番と6番の関連となります。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第2号農業経営基盤強化促進法農業用施設関係整理番号1番については、26日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

田方第1小委員長 第1小委員会の報告を行います。議案第2号農業用施設関係整理番号1番についてご説明いたします。

申請人は〇〇地区で繁殖牛を主体に経営されております。今回、41頭から60頭まで増頭する計画があり、既存の畜舎では対応しきれないため、既存の畜舎西側の農地を交換により取得し、畜舎を建築するため申請するものです。

申請地の状況は、既存施設に隣接しており、周辺農地への影響がないため何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

谷口議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 判断根拠を申し上げます。計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

谷口議長 ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明が終わりました。議案第2号の審議に入ります。

利用権整理番号13番と14番は、譲受人が〇〇委員です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長 それでは、ただ今から利用権整理番号13番と14番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたし

ます。

利用権整理番号13番と14番は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長 次に、利用権整理番号20番は、譲受人が〇〇委員のご子息です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長 それでは、ただ今から利用権整理番号20番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

利用権整理番号20番は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長 それでは、議案第2号利用権整理番号13番と14番及び20番を除く、議案第2号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

竹下委員 利用権整理番号25番についてお尋ねします。一部を貸借するとなっておりますが、農地をどのように利用されるのか教えてください。

事務局 竹下委員のご質問にお答えします。残りの農地につきましては別の方へ貸付けされるとのことです。畔が引いてあります。

谷口議長 竹下委員、よろしいですか。

(はいと言う発言あり)

谷口議長 他に質疑はありませんか。

川口委員 利用権整理番号51番についてお尋ねします。今までは別の方に賃貸借をして契約しているのですが、又貸しですか。

事務局 川口委員のご質問にお答えします。議案書2ページをご覧ください。今回の案件は合意解約が提出してありますので又貸しではありません。今回中間管理機構へ貸し出し、その後に前の耕作者へ貸し付けるとのことです。

谷口議長 川口委員、よろしいですか。

(はいと言う発言あり)

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第2号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願い

いします。

事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。許可申請件数は3件です。申請人等の住所・氏名は省略させていただきます。67ページをお開きください。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆1, 139㎡のうち136.85㎡を一般個人住宅用地として申請するものです。立地基準については、農地区分は第3種農地、都市計画関係は区域内・第1種低層住居専用地域、農振区分は区域外です。工事期間は平成30年9月1日から平成31年3月31日となっています。事業費については土地造成費が〇〇円、建築費が〇〇円、合計〇〇円を移転補償費により対応するとの事です。生活排水については合併浄化槽で処理後、南側側溝へ排水します。雨水についても同様です。

整理番号2番、申請地は大字〇〇、畑1筆1, 173㎡を昭和30年頃申請人の父が住宅及び倉庫を建築し、今回、相続により名義変更をしたところ申請地が農地のままであったため住宅及び物置として追認申請するものです。立地基準については、農地区分は第2種農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・白地です。雨水等は地下浸透で排水するとの事です。

整理番号3番、申請地は大字〇〇、田1筆819㎡のうち321.39㎡を駐車場敷地として申請するものです。立地基準については、農地区分は第2種農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内・白地です。工事期間は平成30年6月1日から平成30年7月1日となっています。事業費については土地造成費〇〇円を自己資金により対応するとの事です。排水については集水桝からパイプにより西側にあります市道側溝へ排水します。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。許可申請件数は4件です。申請人等の住所・氏名は省略させていただきます。69ページをお開きください。

整理番号1番と2番は同一事業のため、併せてご説明いたします。整理番号1番、大字〇〇、畑1筆643㎡、整理番号2番、大字〇〇、畑2筆958㎡、計3筆1,601㎡を農産物の集出荷施設として、申請するものです。権利関係は売買、立地基準については、農地区分は第3種農地、都市計画関係は区域内・第2種住居地域、農振区分は区域外でございます。工事期間は平成30年6月1日から平成30年10月10日までとなっています。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費等〇〇円、計〇〇円を市の補助金と融資により対応されるものです。生活排水は合併浄化槽で処理後、西側側溝に排水し、雨水も同様です。県道側溝のため県の土木事務所と協議済みです。

整理番号3番、申請地は大字〇〇、田1筆523㎡を一般個人住宅用地として申請するものです。譲受人と譲渡人の関係は親子です。権利関係は贈与、立地基準については、農地区分は第2種農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内・白地です。工事期間は平成30年6月1日から平成31年2月末日となっています。事業費については、建築費〇〇円を全額自己資金により対応されます。土地の造成は譲受人が実施することです。排水は合併浄化槽で処理後、東側側溝に排水いたします。雨水も同様でございます。排水については水利組合と協議済みです。70ページをご覧ください。

整理番号4番、申請地は大字〇〇、田1筆819㎡のうち497.61㎡を一般個人住宅用地として、申請するものです。権利関係は使用貸借、立地基準につきましては、農地区分は第2種農地、都市計画関係は区域内・

用途指定なし、農振区分は区域内・白地です。工事期間は平成30年6月1日から平成30年8月末日となっています。事業費につきましては、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を自己資金と融資により対応されるものです。生活排水は合併浄化槽で処理後、パイプにより西側にあります市道側溝へ排水します。雨水も同様です。

整理番号5番についてですが、補足説明を致します。皆さんご存知のとおり、転用申請において、一般住宅に関しては500㎡、農家住宅については1,000㎡という基準があります。今回の整理番号5番の申請地につきましては、この地区はまだ地籍調査が済んでおらず、登記簿上の面積は1,286㎡となっておりますが、今回、代理人の司法書士が実測したところ1,027㎡しかありませんでした。よって、基準を満たしていると事務局では判断しましたので今回案件として挙げさせて頂きました。また、今回の申請には実測図が添付されております。

整理番号5番、申請地は大字〇〇、畑1筆1,286㎡を農家住宅用地として、申請するものです。権利関係は贈与、立地基準については、農地区分は、第2種農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・白地です。工事期間は平成30年6月1日から平成30年12月末日となっています。事業費については、土地造成費〇〇円、建築費〇〇、計〇〇円を全額融資により対応されるものです。生活排水は合併浄化槽で処理後、東側側溝へ排水します。雨水も同様です。

議案第5号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。証明願い件数は2件でございます。申出人の住所・氏名は省略させていただきます。72ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆2,095㎡が耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地

のうち、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが見込めない土地というものです。申請理由は原野でございます。立地基準につきましては、農地区分は第2種農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・農用地でございます。農用地につきましては農振担当と協議済です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆978㎡が耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地のうち、その土地が森林の様相を呈しており農地への復元が困難な土地というものです。申請理由は山林です。立地基準については、農地区分は第2種農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・白地です。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第3号から議案第5号については、26日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

田方第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、4月26日に、委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条3件、5条5件、非農地証明願ひ2件でございます。議案第3号、第4号、第5号について、ご説明いたします。

農地法第4条、議案第3号整理番号1番についてご説明いたします。申請人は今回、〇〇線道路改良工事に伴い移転する事となった為申請するものです。

場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から北西に120mほどのところに位置します。

申請地の状況は、周囲は宅地に囲まれております。特に問題は見当たり

ませんでした。

整理番号2番についてご説明いたします。申請人は今回、申請地を相続したところ農地のままであることが判明したため、申請するものでございます。

場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から南に1,300mほどのところに位置します。

申請地の状況は、周囲に農地はなく、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号3番についてご説明いたします。申請人は現在、左官工業を営しております。今回、資材等の蓄積により従業員の駐車場が不足しているため申請するものです。

場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から北西に250mほどのところに位置しています。

申請地の状況は、周囲が宅地に囲まれており、特に問題は見当たりませんでした。

農地法第5条、議案第4号整理番号1番と2番は同一事業のため一緒にご説明いたします。譲受人は、主に露地野菜を主体とする市の認定を受けている認定農業者です。今回、経営規模を拡大するため農産物の集出荷施設を建築したく、適地を探したところ譲渡人の了承を得たので申請するものです。

場所は〇〇地区でございます。〇〇より北に60mほどのところに位置します。

申請地の状況は、周囲は住宅が隣接しており、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号3番についてご説明いたします。譲受人は今回、県外から娘夫婦の帰郷に伴い既存の住宅が手狭になった為、宅地に接している申請地に

建築したく、譲渡人の了解も得たので申請するものです。

場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から南西に170mのところに位置します。

申請地の状況は、周囲に農地はなく、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号4番についてご説明いたします。借受人は現在、貸家住まいですが、子供の成長に伴い住宅が手狭になった為、適地を探していたところ、借受人の父親が営む事務所東側の申請地が最適と判断し、貸渡人の了承も得たため申請するものです。

場所は〇〇地区です。今回議案第3号整理番号3番の申請地の東側になります。

申請地の状況は、周囲は宅地に囲まれており、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号5番についてご説明いたします。譲受人は現在、会社員ですが週末等は伯父である譲渡人の農作業の手伝いをしており、将来は農業を引き継ぐ予定であるため、申請地に農家住宅を建築したく、申請するものです。

場所は〇〇地区です。〇〇から南に450mのところに位置します。

申請地の状況は、南側に農地がありますが、ブロック塀を設置することでしたので、特に問題は見当たりませんでした。

非農地証明願、議案第5号整理番号1番についてご説明いたします。申出地は、約35年前から耕作されておらず、現在に至ったとの事です。

場所は〇〇地区です。申請地の状況は、申請地内の一部に柿、栗、梅が植えてあり、管理も行き届いているので、農地として有効利用が見込まれると第1小委員会では判断しました。

整理番号2番についてご説明いたします。申出地は、4条申請整理番号

2番の申請地の東側になります。

申請地の状況は、山林化しており、また周囲も山林に囲まれており、今後農地として復元することは困難と判断いたしました。

以上、第1小委員会は慎重・審議しました結果、議案第5号整理番号1番は全会一致で非農地ではないと判断いたしました。農地法第4条申請3件、農地法第5条申請5件、議案第5号整理番号2番の非農地証明願い1件の計9件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

谷口議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いにつきましては、議案第5号整理番号1番は小委員長報告のとおり市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していないと判断いたします。整理番号2番は、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第3号、議案第4号、議案第5号整理番号2番の計9件につきましては、転用許可基準及び非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

谷口議長 ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。議案第4号整理番号3番は、譲受人が〇〇委員のご主人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員退席をお願いしま

す。

(〇〇委員退席)

谷口議長 それでは、ただ今から議案第4号整理番号3番の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第4号整理番号3番に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。

お諮りいたします。議案第4号整理番号3番は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長 それでは、議案第4号整理番号3番を除く、議案第3号から議案第5号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

稲田委員 67ページ整理番号3番の面積と70ページ整理番号4番の面積が違いますが、どちらが正しいのですか。

事務局 稲田委員のご質問にお答えします。農地法第4条整理番号3番と農地法第5条整理番号4番の土地につきましては、申請地の全体の面積は819㎡となっており、それを今回それぞれの面積で申請されたものです。

谷口議長 稲田委員、よろしいですか。

(はいと言う発言あり)

谷口議長 他に質疑はありますか。

福迫委員 70ページ整理番号5番ですが、面積が1,286㎡となっておりますが、確か一般個人住宅の場合は500㎡以内、農家住宅の場合は1,000㎡以内だったと思うのですが、測量の結果は1,027㎡ということですが、27㎡超えておりますが説明をお願いします。

事務局 福迫委員のご質問にお答えします。先ほどの補足説明の中で申し上げましたが、申請地は地籍調査未実施地区で登記簿上は1,286㎡、実測をしたところ1,027㎡しかありませんでした。福迫委員のおっしゃるとおり農家住宅では1,000㎡以内という基準がありますが、残りの27㎡を農地として残した場合に利用が可能かどうか。その農地が狭小であったり陰地であったりする場合は、止むを得ずそこもまとめて事業計画面積に含んでよいというのがありますので、今回はそちらで判断して案件としてあげさせていただきました。

谷口議長 福迫委員、よろしいですか。

(はいと言う発言あり)

谷口議長 他に質疑はありませんか。

杉元委員 72ページ整理番号1番について質問します。35年前から耕作なしということで申請されたと思うのですが、現況は原野で畑に復旧ができるのですか。

事務局 杉元委員のご質問にお答えします。非農地証明願い整理番号1番につきましては、事務局でも判断をしかねましたので、小委員会でも判断をしていただきたいと思いますと思いまして、現地調査を実施しました。その際に小委員長報告にありましたとおり、35年前から耕作はしていないということだったのですが、一部に柿、栗、梅等が植栽されており、また今まで確認したような荒廃地ではなく、日照も良く今後も農地として有効利用が見込まれると小委員会の中では判断されました。

谷口議長 杉元委員、よろしいですか。

(はいと言う発言あり)

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第5号整理番号1番に対する第1小委員長の報告は不承認であります。議案第3号、議案第4号及び議案第5号整理番号2番に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。

お諮りいたします。議案第5号整理番号1番は不承認、議案第3号、議案第4号及び議案第5号整理番号2番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第3号及び議案第4号は原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議案第5号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前11時10分